

# 富山県報

## 目 次

告 示	
都市計画事業の事業計画の変更認可	1
教育委員会告示	
指定管理者の指定	2
公 告	
土地改良区の役員の就任	7

## 告 示

### 富山県告示第150号

#### 都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 3 月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称  
富山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
富山高岡広域都市計画道路事業  
3・4・252号 問屋線
- 3 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成12年10月25日から平成21年 3 月31日まで

### 富山県教育委員会告示第 1 号

#### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成18年 3 月15日

富山県教育委員会

委員 長 八 木 近 直

- 1 公の施設の名称  
富山県総合体育センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
財団法人富山県健康スポーツ財団 富山市友杉 151番地
- 3 指定の期間  
平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

### 富山県教育委員会告示第 2 号

#### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成18年 3 月15日

富山県教育委員会

委員 長 八 木 近 直

- 1 公の施設の名称  
富山県高岡総合プール
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
財団法人富山県体育協会 富山市五福五区1942番地
- 3 指定の期間  
平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

## 富山県教育委員会告示第 3 号

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成18年 3 月15日

富山県教育委員会

委員 長 八 木 近 直

## 1 公の施設の名称

県営富山武道館

## 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人富山市体育協会 富山市湊入船町12番 1 号

## 3 指定の期間

平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

## 富山県教育委員会告示第 4 号

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成18年 3 月15日

富山県教育委員会

委員 長 八 木 近 直

## 1 公の施設の名称

県営高岡武道館

## 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人高岡市民スポーツ振興事業団 高岡市古城 1 番 8 号

## 3 指定の期間

平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

## 富山県教育委員会告示第 5 号

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成18年 3 月15日

富山県教育委員会

委員 長 八 木 近 直

## 1 公の施設の名称

県営富山弓道場

## 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人富山県体育協会 富山市五福五区1942番地

## 3 指定の期間

平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

## 富山県教育委員会告示第 6 号

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成18年 3 月15日

富山県教育委員会

委員 長 八 木 近 直

## 1 公の施設の名称

富山県福光射撃場

## 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

庄川自動車株式会社 砺波市庄川町金屋 6 番地

## 3 指定の期間

平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

## 富山県教育委員会告示第 7 号

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成18年 3 月15日

富山県教育委員会

委員 長 八 木 近 直

## 1 公の施設の名称

富山県スキージャンプ場

## 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

大山観光開発株式会社 富山市原55番地

## 3 指定の期間

平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

## 富山県教育委員会告示第 8 号

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成18年 3 月15日

富山県教育委員会

委員 長 八 木 近 直

## 1 公の施設の名称

富山県漕艇場

## 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人富山県体育協会 富山市五福五区1942番地

## 3 指定の期間

平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

## 富山県教育委員会告示第 9 号

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成18年 3 月15日

富山県教育委員会

委員 長 八 木 近 直

## 1 公の施設の名称

富山県上市カヌー競技場

## 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人富山県体育協会 富山市五福五区1942番地

## 3 指定の期間

平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

## 富山県教育委員会告示第10号

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成18年 3 月15日

富山県教育委員会

委員 長 八 木 近 直

## 1 公の施設の名称

富山県西部体育センター

## 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人富山県体育協会 富山市五福五区1942番地

## 3 指定の期間

平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

公 告

土地改良区の役員の就任

庄川沿岸用土地改良区連合の役員に次の者が平成18年2月15日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成18年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	坂 口 茂 男	砺波市庄川町庄1368番地
同	吉 田 力	射水市小林 444番地
監 事	中 藪 嘉 弘	南砺市江田 38番地